

や意義の確認をしたい。

その際、いわゆる「児童の権利条約」や「情報公開」などの新しい動きに応じて、規則等の見直しを図りたい。

また、見直した場合はもちろんのこと、継続の場合も、新入生や転入生などについても配慮し、規律等の形成過程やその意義や必要性も含めた概要を周知徹底できるようにしたい。

四 関係機関との連携

近年の問題行動の特徴と学校によるこれまでの対応とその限界から、「学校の『抱え込み』から開かれた『連携』」が提言されている。今までも、関係諸機関と連携を図ることにより効果的な指導ができた。早期に解決できたりする場合が多かった。

しかし、また、「連携」とは、それぞれの機能が十分働いていることが重要であり、関係諸機関に任せてしまうことではない。問題行動を起こした児童生徒の在籍校の教師として、あるいはまた、大人の一人として、その子の生き方に触れ、その子の将来に少しでも希

【関係諸機関の連絡先】

いじめ電話相談ダイヤル SOS
県北地区 〇三〇八九九七二
県中地区 〇三〇八九九七三
県南地区 〇三〇八九九七三
会津地区 〇三〇八九九七四
南会津地区 〇三〇八九九七五
相双地区 〇三〇八九九七六
いわき地区 〇三〇八九九七七
福島県警察本部 〇三四五三三二二五
県警各地区ヤングテレホンコーナー
福島 〇三四五三三二二四
郡山 〇三四九一七七八七
会津若松 〇三四一三三七八七
いわき 〇三四一三三七八七
福島県教育センター
相談部 〇三三〇三三三三
県生涯学習課すくすくダイヤル 〇三四五五三八三三
中央児童相談所子ども家庭テ レホン 〇三四一五三六四三

望をもてるような配慮も失わないようにしたい。相談機関や保護者と絶えず連絡を取り、学校としての適切な対応を検討しながら進めることが肝要である。

五 課題解決を目指して

県教育委員会としては、平成十年度重点施策を策定するとともに、児童生徒の自己実現を図る学力向上と、主体的に判断し、行動できる児童生徒の育成を図る生徒指導を中心として、解決すべき諸課題に対応するため、様々な事業を鋭意、推進している。

特に、生徒指導では、今年度から「すこやかハーモニー」「心の教育」「総合推進事業」として、親子の心を結ぶ家庭再発見事業並びに地域教育力向上を推進するとともに学校における「心の教育」としてのハートウォームプランを核として、様々な学校支援の諸事業を実施していくこととした。

その概要は次のとおりである。

1 教育相談体制の充実

① 教育相談員の充実

平成九年度より、「いじめ問題対策事業」と登校拒否対策「学校適応サポートプラン」を統合し、「ハートウォームプラン」として実施してきたが、平成十年度もこの事業を継続する。

また、本年度より、従前の巡

回面接教育相談員と学校アドバイザーとを統合し、名称を学校教育相談員とした。

このことによつて、各学校や児童生徒及び保護者等への対応や助言指導が柔軟に展開できることを期待したい。

2 学校に対する支援

① スクールカウンセラー配置

「文部省スクールカウンセラー活用調査研究委託事業」の効果も踏まえ継続事業として推進し、登校拒否等の学校不適応対策を強化する。

また、平成九年度より実施してきた県単独事業としてのメンタルサポートスクールカウンセラーの配置事業も継続する。

② ハートウォーム出前講座

教師、親、地域の方々を対象とした集会等において希望する学校に、精神科医や臨床心理士などを講師として派遣する新規事業である。

これは、教師、親、地域の方々が共通の話を聞いたり、語り合ったりすることにより、互いに連携して地域の児童生徒の望ましい育成、指導に対応できるよ